

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	消費者政策の実施の状況の報告	消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】 毎年度、その時々々の課題を踏まえた記述を盛り込む。					「消費者政策の実施の状況」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの報告書提供数
		(KPIの現状)					
		・報告書提供先：2,189か所（前年度：2,135か所） ・報告書提供数：2,317冊（前年度：2,262冊）					
	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】					「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
		(KPIの現状)					
		・報告書提供先：2,189か所（前年度：2,135か所） ・報告書提供数：2,317冊（前年度：2,262冊）					
	消費者政策の企画立案のための調査の実施	消費者意識基本調査の実施【消費者庁】 毎年度、その時々々の課題を踏まえて調査項目を見直し。					(イ)「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数 (ロ)「消費者白書」ウェブサイトアクセス数
		消費者被害額の推計【消費者庁】 推計方法については、必要に応じて見直し。					
		その他の調査の適宜実施【消費者庁】					
		(KPIの現状) 平成27年11月29日分まで (イ)「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数：4.2万件 (ロ)「消費者白書」ウェブサイトアクセス数：118.8万件（前年同日：93.3万件）					
	審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】					消費者の意見を代表する者の選任人数又は選任割合
		消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁等】					
消費者の意見を代表する委員の範囲の考え方を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】							
		(KPIの現状) 世論調査（平成27年9月）で消費者代表者の考えを調査し、関係省庁等へ選任状況の調査を実施。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

消費者政策の実施の状況の報告

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、国会に報告する（消費者安全法に基づく国会報告と合冊）。【消費者庁】

<平成27年度実績>

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、平成27年6月19日に平成26年度の実施状況について国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する（消費者白書と合冊）。【消費者庁】

<平成27年度実績>

消費者安全法第12条各項の規定に基づき、平成26年度の通知については、平成27年6月19日に「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を公表し、国会に報告した。【消費者庁】

消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から3)までの調査を実施する。【消費者庁】

- 1) 消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。
- 2) 既存の消費者事故等情報やP I O - N E T情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。
- 3) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

<平成27年度実績>

「消費者意識基本調査」を平成27年11月に実施した。また、消費者行政の検証・評価の数値指標の一環として、「消費者意識基本調査」結果及びP I O - N E T情報等を活用し、平成27年の「消費者被害・トラブル額の推計」を実施する予定。【消費者庁】

審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任

今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめた

「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表する。

消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証する。【消費者庁】
消費者問題に関連する審議会等の委員の選任に当たっては、消費者の意見を代表する委員の選任に努める。【関係省庁等】

<平成27年度実績>

平成27年9月に内閣府が実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」において消費者の意見を代表する者の考え方を調査し、同調査を踏まえ、消費者問題に関連する審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任人数を取りまとめた（別表2のとおり）。【消費者庁】

調査結果概要

(別表2)

(1) 調査対象とした審議会等(32)の状況 (平成27年12月1日時点)

(A) 審議会等及びその下部組織の双方で選任	17
(B) 審議会等で選任	7
(C) 下部組織で選任	6
(D) 審議会等及びその下部組織のいずれにも不在	2

(2) 消費者意見を代表する委員の選任状況

類 型	人 数 ¹
消費者団体の役職員	96
高齢者、障がい児・者、児童・母子などに関する福祉関係団体の役職員	46
生活情報や福祉・金融・食品・情報通信・住宅などの身近な商品・サービスに詳しいジャーナリスト、評論家など	40
労働関係団体の役職員	28
消費者問題に関連する分野の研究者	18
消費者問題に詳しい弁護士・司法書士などの法律専門職	12
地方公共団体で消費者からの相談に対応している職員・消費生活相談員	5
企業などで消費者からの意見などに対応しているお客様窓口担当者	3
民生委員など、住民の生活援助や福祉の増進に従事している者	2
その他 ²	24
消費者の意見を代表するという観点から選任している者(合計)	274
(参考) 調査対象の審議会等及び下部組織の委員総数	2,724

1 数値は「消費者の意見を代表するという観点から選任している者」は事務局を務める担当課室の認識に基づいて抽出したものの。

2 「その他」に含まれる者の例

交通事故被害者団体役職員 / 元お客様センター所長 / マスコミ / 公募委員 / NPO役員 / バリアフリー・ユニバーサルデザイン等消費者行政の推進に貢献している会社職員 / 鉄道案内関係において利用者に分かりやすい商品開発を行う会社代表

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度 (ロ) 関係省庁等連絡会議等開催状況
		環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】					
	(KPIの現状) (イ) 内閣府世論調査で消費者市民社会の認知度を調査(平成27年9月実施)。 消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者: 21.5% (ロ) 平成28年度以降に実施予定。						
地域における消費者教育推進のための体制の整備	地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 手法等の検討状況 (ハ) 研修実施状況
		消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の調査、支援・促進【消費者庁、関係省庁等】					
		地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					
(KPIの現状) (イ) 消費者教育推進計画の策定: 30都道府県 消費者教育推進地域協議会の設置: 42都道府県 (ロ) 消費者教育推進会議において検討中。 (ハ) 消費者教育推進のための研修: 13コース(参加者: 656人)(国民生活センター)							
「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」の検討等	「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」の検討等	・消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえた基本方針に関する検討 ・必要に応じた基本方針の変更【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】			次期基本方針の下における、施策の状況等を踏まえた検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】		基本方針の検討・変更の状況(消費者教育推進会議における議論の回数)
		(KPIの現状) 消費者教育推進会議において現行基本方針の実施状況を把握(平成27年9月以降順次ヒアリング等の実施により把握(関係省庁及び地方公共団体からはヒアリング済。))。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	消費者教育に使用される教材等の整備	消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮した消費者教育教材の作成及び収集【消費者庁】					(イ)ポータルサイトのアクセス数 (ロ)教材等掲載数 (ハ)消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会により評価された教材数
		消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】					
		消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討委員会を開催し、掲載情報の評価や検討を実施【消費者庁】					
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)アクセス数：8,978,877件(平成28年3月末現在)</p> <p>(ロ)教材等掲載数：1,698件(平成28年3月末現在)</p> <p>(ハ)評価された教材数：年度末までに13件評価予定</p>					
	教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基礎的な情報の整備と体制作り)	学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況調査【文部科学省】					(イ)各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ)イメージマップ活用度調査 (ハ)国民生活センターでの研修実績
		<p>25年度調査 普及・啓発</p> <p>28年度調査 企画・設計 調査実施 集計・現状課題等の分析・報告書作成 普及・啓発</p> <p>31年度調査 企画・設計 調査実施</p>					
		調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的实践者を活用した、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りの促進【文部科学省】					
		地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】					
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)消費者教育推進地域協議会の設置：42都道府県(～現在)</p> <p>(ロ)会議等の場においてイメージマップの活用状況の実態の把握に着手。</p> <p>(ハ)消費者教育推進のための研修：13コース(参加者数：656人)(国民生活センター)</p>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況
		大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					
		消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】					
		副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					
		成年年齢引き下げに向けた動きがある中で若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成・配布し活用に努める【消費者庁、文部科学省】					
		(KPIの現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人 (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：49.9%（平成25年度） (ハ) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：5大学（金融庁） ・1,457件（平成27年10月末時点）の講座を開催。（総務省） (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：98.7%（前年度平均：99.5%）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 消費者教育の推進	地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】					(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人 (ハ) コーディネーター育成状況 (ニ) 消費生活サポーター数 (ホ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果 39.9%からの増加 (ヘ) 担当省庁による支援の状況 (ト) パンフレットの配布・活用状況	
		地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】						
		教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】						
		関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】						
		消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】	消費者教育の指導用啓発資料の配布・活用【文部科学省】					
			消費者市民社会の普及のための啓発資料を作成・配布【消費者庁】					
		(KPIの現状) (イ) 消費者教育推進計画策定数：30都道府県、消費者教育推進地域協議会の設置：42都道府県 (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人 (ハ) コーディネーター設置数：11都道府県78市区町村等（平成27年4月1日時点） (ニ) 消費生活サポーター設置数：28都道府県103市区町村等（平成27年4月1日時点） (ホ) 平成28年度に調査実施。 (ヘ) ・地域で開催される講座等への講師派遣：560回（平成27年12月末時点）（金融庁） ・消費者セミナー：57回、独占禁止法教室：164回、一日公正取引委員会：8回（公正取引委員会） ・各地における消費者教育講座に講師として職員を派遣：15回（消費者庁） ・1,457件（平成27年10月末時点）の講座を開催。（総務省）						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	家庭における消費者教育	消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。【消費者庁】					ポータルサイトの家庭向け教材の掲載数
		消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】					
	<p>(KPIの現状)</p> <p>消費者教育ポータルサイト掲載数：228件（平成28年3月末現在）</p>						
事業者・事業者団体による消費者教育	事業者・事業者団体による消費者教育	事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載【消費者庁】					事業者によるポータルサイトの掲載数
		事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討【消費者庁】					
	<p>(KPIの現状)</p> <p>消費者教育ポータルサイト掲載数：182件（うち平成27年度に7件掲載）</p>						
持続可能な開発のための教育の推進	倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】	倫理的消費の普及、消費者が必要とする上が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体によるムーブメント作り【消費者庁】					研究会の開催状況
		消費者、事業者、行政によるプラットフォームの構築を検討【消費者庁】					
	消費者月間を活用した啓発【消費者庁】						
<p>(KPIの現状)</p> <p>倫理的消費調査研究会を4回実施。中間取りまとめ中。</p>							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 金融経済教育用教材の作成・配布 学校や地域で開催される講座等への講師派遣 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
		(KPIの現状) (イ) ・シンポジウム(5回)及び生活設計相談会(1回)の開催 ・関係団体と連携した大学での授業の実施: 5大学 (ロ) 講座等への講師派遣: 725回(平成27年12月末時点)					
	法教育の推進	法教育の更なる普及・推進のための取組(法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等)の実施【法務省】					法教育推進協議会の開催状況
		(KPIの現状) 法教育推進協議会の開催実績: 3回(前年同期: 2回)					
各種リサイクル法の普及啓発		見直しを反映したポスターやパンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】					各種リサイクル法に関する認知度の向上
		実施内容の見直しによる更なる改善					
		(KPIの現状) ・中長期的な普及啓発戦略の策定に向けた検討を実施中。(環境省) ・資源循環ハンドブック2015を5,000部作成し、関係機関等に配布。(経済産業省)					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	食品ロス削減国民運動 (NO-FOODLOSS PROJECT) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知 【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】 					(イ) 消費者意識基本調査で食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 平成31年度 80.0%以上 (平成26年度 67.4%) (ロ) 食品ロス発生量の抑制
		<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量推計の継続的实施【農林水産省、環境省】 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】 					
		食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査(毎年度)【消費者庁】					
		食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】	食品ロス削減国民運動での活用				
		食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進【農林水産省、経済産業省、消費者庁】					
		未利用食品を有効活用する活動(フードバンク活動)への支援及び活動に対する消費者の理解促進【農林水産省、消費者庁】					
		自治体の優良事例等の全国への情報提供(情報提供事項等については随時見直しを行う)【環境省】					
		学校における取組の全国への情報提供【文部科学省】					
		消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し)【消費者庁、関係省庁】					
		(KPIの現状) (イ) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合：67.4% (平成26年度) (消費者意識基本調査で、「食品ロス」問題を知っていて、かつ、「食品ロス」を軽減するために何らかの取組を行っている」と回答した者の割合。) (消費者庁) (ロ) 商慣習見直しに向けた検討等の取組を推進 (農林水産省) (参考) 家庭系食品ロス発生量：312万トン (平成24年度) (環境省) 事業系食品ロス発生量：331万トン (平成24年度) (農林水産省)					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	食育の推進	食育推進基本計画の推進【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】					食育推進基本計画の推進状況 (イ)教材の作成・配布の状況 (ロ)日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上 平成27年度27% (平成25年度15%) (ハ)農林漁業体験を経験した国民の割合の向上 平成30年度35% (平成25年度37%)
		第2次計	第3次計画				
		第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28～32年度まで。					
		学校における食育を推進するための教材の作成・配付による栄養、食習慣などについての指導の充実【文部科学省】					
		分かりやすく、実行性の高い日本型食生活の推進【農林水産省】					
		食や農林水産業への理解を深める取組の推進(農林漁業体験等)【農林水産省】					
		<u>(KPIの現状)</u> <u>(イ)平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成。</u> <u>(ロ)食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査を実施(平成27年11月)し、今年度中には把握予定。</u> <u>(ハ)食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査を実施(平成27年11月)し、今年度中には把握予定。</u>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

内閣府世論調査（平成 27 年 9 月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を「知っていた」と回答した者：21.5%）。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成 27 年 9 月 29 日）において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金等によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、グループフォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。【消費者庁、関係省庁等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

消費者教育推進計画は 30 都道府県で策定、消費者教育推進地域協議会は 42 都道府県で設置、消費者教育推進のための研修 13 コースを独立行政法人国民生活センターにおいて実施した。【消費者庁】

文部科学省主催の「消費者教育フェスタ」において、学校や地域における消費者教育の実践事

例について報告を行った。【文部科学省】

「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等

消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。

なお、現行基本方針は平成29年度までの方針であることから、平成30年度以降を対象期間とする基本方針を検討・策定する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成27年度実績>

消費者教育推進会議における議論を4回実施した。【消費者庁】

消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消費者庁】

<平成27年度実績>

ポータルサイトのアクセス数は、89,788,775件（平成28年3月末現在）であった。【消費者庁】

教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的実践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度実績>

消費者教育推進地域協議会は42都道府県で設置した。また、消費者教育推進のための研修を13コース（参加者数656人）実施した。【消費者庁】

消費者教育推進委員会において、平成28年度に実施する「消費者教育に関する取組状況調査」について、調査の方針等について検討を実施した。【文部科学省】

学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ学習指導要領の改訂を行うとともに、改訂された学習指導要領の周知を図る。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、消費者教育の推進に関する調査研究の成果など優れた取組の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成・配布するとともに活用の徹底に努める。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度実績>

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syohisha/detail/1368878.htm【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討するとともに、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して5大学で実施した。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保

護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。
平成27年10月末時点で1,457件の講座を開催した。【総務省】

地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会
に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を
行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とし
た初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者
庁】

<平成27年度実績>

消費者教育推進計画は30都道府県で策定、消費者教育推進地域協議会は42都道府県で設置して
いる。【消費者庁】

消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理
解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を57
回、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について
学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を164回、
一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消
費者セミナー及び独占禁止法教室を独占禁止法講演会などとともに1か所で同時に開催するも
の。）を8回開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁
止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

地域で開催される講座等への講師派遣を560回実施した（平成27年12月末時点）。

ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込ま
れないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と共催した（5か所で実施）。

【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費
者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブ
サイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施。平成27年度は、10月末時点で1,457件の講座を開催した。【総務省】

家庭における消費者教育

消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。

消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度実績>

ポータルサイトのアクセス数は、8,978,877件（平成28年3月末現在）であった。【消費者庁】

事業者・事業者団体による消費者教育

事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。

事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。

【消費者庁】

<平成27年度実績>

事業者によるポータルサイトの掲載数は、180件（うち平成27年度に7件掲載）であった。【消費者庁】

持続可能な開発のための教育の推進

持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費等に関する調査研究を実施する。

倫理的消費調査研究会の「中間とりまとめ」を踏まえた推進方針を検討する。検討に当たり関係省庁との連携を図る。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、環境省等】

また、倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。【消費者庁、農林水産省、環境省等】

倫理的消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化、雰囲気醸成やエシカル商品の開発・提供等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境づくりの検討、倫理的消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体によるムーブメント作り、消費者・事業者・行政の連携によるプラットフォームの構築等を検討する。【消費者庁】

<平成27年度実績>

倫理的消費調査研究会を4回開催した。【消費者庁】

金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成 27 年度実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して 5 大学で実施した。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を 725 回実施した。(平成 27 年 12 月末時点)

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と共催した(5 か所で実施)。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談(予防的なガイド)」を平成 26 年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。

【金融庁】

法教育の推進

法教育の推進に向けた次の 1) 及び 2) の取組を推進する。【法務省】

- 1) 法教育の更なる普及・推進のため、広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。
- 2) 法曹関係者、学者、教育関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を始めとする各種会議を開催し、検討・報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。

<平成 27 年度実績>

法教育推進協議会を 3 回(前年：2 回)開催した。【法務省】

各種リサイクル法の普及啓発

小型家電リサイクル法を始めとした各種リサイクル法について、ポスターやパンフレット等の作成や、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。【環境省、経済産業省】

また、平成 28 年度以降は小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働き掛ける。【環境省】

<平成 27 年度実績>

リサイクルの重要性を子供の頃から深く浸透させるために、小学校において試行的なモデル授業を実施するとともに、学習指導案の改善のため、社会科や家庭科の各全国教育研究会長を委員としたリサイクルに関する教育検討会を開催し、教育現場での展開を検討した。さらに、マスメディアを活用した広報を実施した。【環境省】

資源循環ハンドブック 2015 を 5,000 部作成し、関係機関に配布したほか、3R に関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行っている。【経済産業省】

食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

食品ロスを削減するため、関係省庁（消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）の連携による取組を推進する（共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用）。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

1) 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。【農林水産省、環境省】また、

食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省、消費者庁】

2) 消費者意識基本調査に設問を設けることにより、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。【消費者庁】

3) 食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報提供を行う。【環境省】

4) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。【農林水産省、経済産業省、消費者庁】

5) 食品企業等から包装の印字ミス等により販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組（フードバンク活動）に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動に対する消費者の理解を促進する。【農林水産省、消費者庁】

6) 食品ロス削減に関する地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を行う。【環境省】

7) 学校における特色のある取組事例の全国への情報提供を行う。【文部科学省】

8) ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する（発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直す。）。【消費者庁、関係省庁】

<平成 27 年度実績>

平成 27 年 9 月に「第 4 回食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を開催し、各府省庁の食品ロス削

減に関する取組状況及び今後の普及啓発方策の情報共有を行った。また、消費者庁ウェブサイト
で、自治体等で開催する食品ロス削減に関連するイベント及び講習会等を紹介した。啓発パンフ
レットを作成し消費者庁ウェブサイトへの掲載、自治体や消費者団体等への配布を実施した。さ
らに、平成27年6月に「第10回食育推進全国大会 in すみだ」のプログラムの一つとして、食品
ロス削減をテーマとした交流セッションを行った。【消費者庁】

食品関連事業者を始めとする関係者にロゴマーク「ろすのん」の普及を実施（12月末現在の利
用者数は148件。）した。また、食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向
けた検討等の取組に対する支援を行った。【農林水産省】

消費者等が行う3R行動による環境負荷の低減効果を便宜的に数値化する「3R行動見える化
ツール」に、新たに食品廃棄物削減に関する項目を追加し平成27年11月に公表した。【環境
省】

3Rを推進する行動の行動量を入力することで便宜的に環境負荷の削減効果を数字で表すことができる計
算用ツール

食育の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。

また、食育推進会議が平成28年3月18日に作成した、平成28年度から平成32年
度を対象期間とする第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。【消費者
庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

学校における食育を推進するための教材を作成・配付することで、栄養、食習慣などについての指導を充実させる。【文部科学省】

分かりやすく、実効性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。【農林水産省】

<平成27年度実績>

内閣府に置かれた食育推進会議が平成28年3月18日に第3次食育基本計画を作成した。【消費者
庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等と継続的な意見交換の場を通じた消費者団体等相互の連携強化、現場の意見・政策提言の把握等【消費者庁】					(イ) 消費者団体等との意見交換の場を通じた意見・政策提言の把握等の状況 (ロ) 地域の消費者団体によるネットワークの構築状況
		地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討【消費者庁】		地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施【消費者庁】			
<p>(KPI の現状)</p> <p>(イ) 消費者団体等との意見交換を 4 回開催。</p> <p>(ロ) 地方の消費者団体との意見交換を 24 回開催。</p>							
	消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	消費者志向経営を促進する方策の検討【消費者庁、経済産業省】		消費者志向経営を促進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】			(イ) 消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウム、研修の実施状況 (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況（情報提供を行った回数、情報提供を行った事業者数等） (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）
		事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供【消費者庁、経済産業省】		消費者団体と事業者団体の意見交換の場の設定【消費者庁】			
		豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討【経済産業省】		豊かな消費経済の構築に係る具体的施策の立案・実施【経済産業省】			
<p>(KPI の現状)</p> <p>(イ) 平成 28 年度以降に実施予定。</p> <p>(ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供の状況（情報提供を行った回数） ・リーフレット等の作成・配布数： 27 種類 ・説明会・意見交換会の開催回数： 51 回 ・講演依頼への対応回数： 113 回</p> <p>(ハ) データの利活用等を通じた消費者志向経営の推進に資する方策の調査・検討を開始し、ソーシャルメディア活用に関する先進事例報告書を取りまとめるとともに、平成 28 年 3 月に報告会を開催。（経済産業省）</p>							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	公益通報者保護制度の推進	<p>公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等）【消費者庁】</p>					<p>(イ)法の認知度（大企業労働者、中小企業労働者） 平成29年度 43%、34%（約5ポイント増、平成24年度 37%、29%）</p> <p>(ロ)通報窓口の整備 （中小企業、市区町村） 平成29年度 45%、57%（約5ポイント増、40%（平成24年度）、52%（平成25年度））</p> <p>(ハ)ガイドラインの主要項目への準拠状況（事業者） 平成29年度 35%（約5ポイント増、平成24年度 30%）</p>
		<p>制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等（通報者保護の要件・効果等に係る精緻な法的検討等）【消費者庁】</p>					
		<p>検討結果を踏まえた必要な措置の実施（法改正、ガイドライン改正・制定、事業者へのインセンティブの導入等）【消費者庁】</p>					
		<p>(KPIの現状) <u>(イ)平成28年度に調査実施予定。</u> <u>(ロ)市区町村における通報窓口の整備状況（設置率）：52.4%（平成26年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査）</u> <u>(ハ)平成28年度に調査実施予定。</u></p>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

消費者団体等との連携及び支援等

消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する（地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施（平成27年度）、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施（平成28年度以降））。

【消費者庁】

<平成27年度実績>

在京の消費者団体の12団体と意見交換を4回実施した。また、地方の消費者団体との意見交換を24回実施した。【消費者庁】

消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等

消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。

1) プラットフォームにおける参加者の情報交換

プラットフォームを構成する事業者団体、消費者団体、行政機関の参加者が、互いに有用な事例の共有、情報交換が行えるよう、意見交換の場を設ける。

2) 経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催

経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。

3) 事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等の開催

事業者の管理職や担当者向けの研修を開催し、消費者の視点を業務に活かすため、消費者問題や関係法令などの基本的な知識の習得や、参加者による業種を超えた交流等を行う。

4) 消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等

事業者に消費者志向経営の実施に取り組むことを自ら宣言する「消費者志向自主宣言」について、プラットフォームで実施方法を検討後、事業者へ宣言を呼び掛けるとともに、その取組を消費者にも分かりやすく情報提供することで、事業者の取組状況を可視化し、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の促進を図る。【消費者庁】

推進活動は、事業者団体、消費者団体及び消費者庁を始めとする行政機関によって構成される組織（プラットフォーム）を設けて推進する。毎年、重点課題を設定してセミナーや研修、広報等の実施を行う。平成28年度は、「事業者・事業

者団体における消費者対応窓口の充実強化」について実施する。

推進活動は、5年間の実施期間を設けて活動し、進捗状況を踏まえてその後の推進の在り方について見直しを行う。【消費者庁】

事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施する。【消費者庁、経済産業省】

先進的消費者を始めとした消費者による豊かな消費を促すため、消費に関する様々な制約が解消されるとともに、消費者が真に求める商品やサービスが事業者や事業者団体から提供されるといった豊かな消費経済の構築に向けて、まずはそのための方策について検討を行う。【経済産業省】

消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。【消費者庁】

<平成27年度実績>

「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、消費者志向経営の意義、推進方策について議論し、取りまとめを行った（検討会2回、WG3回）。【消費者庁】

データの利活用等を通じた消費者志向経営の推進に資する方策について、消費者ニーズを把握したマーケティングや商品開発を可能にする観点から調査・検討を開始し、調査・検討の成果を中堅・中小企業を含む幅広い企業への普及・啓発に役立てるため、先進的な企業活動に関する事例集を取りまとめるとともに、平成28年3月に「ソーシャルメディア活用先進事例報告会」を開催した。【経済産業省】

公益通報者保護制度の推進

公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス（法令遵守）に係る取組の強化を図る。

また、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書を踏まえ、民間事業者の更なる取組を促進するため、民間事業者向けガイドラインの改正、インセンティブの導入（内部通報制度に係る認証制度、公共調達での評価）等を実施するとともに、行政機関についても更なる取組を促進するため、国の行政機関向けガイドラインの改正、地方公共団体向けガイドラインの検討等を行う。さらに、通報者保護の強化を図るため、通報者保護の要件・効果等に係る更に精緻な法的検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度実績>

平成26年度に実施した有識者や実務家に対するヒアリング（主な御意見を取りまとめた結果を4月に公表）で把握された実情・実態を踏まえ、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を平成27年6月から平成28年3月まで計10回開催し、平成28年3月に第1次報告書を公表した。行政機関向けの公益通報者保護制度に関する説明会を全国で開催した（12回開催）。【消費者庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	競争政策の強力な実施のための各種対応						法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> 価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】 </div>					
		(KPIの現状) <u>延べ39名の事業者等に対して9件の排除措置命令、延べ31名の事業者に対して課徴金納付命令を実施。また、295件の企業結合審査を実施。</u>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
<p>(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保</p>	<p>公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保</p>	<p>< 公共料金における中長期的課題の検討、実施 > 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】</p>					<p>公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況</p>
		<p>< 決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保 > 電気・ガスの小売料金全面自由化に向けた、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
		<p>< 料金適正性の確保 > 電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p>< 料金適正性の確保 > 電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p>< 料金適正性の確保 > 電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>			
		<p>< 料金適正性の確保 > 電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の公共料金の決定に当たり、関係省庁と調整の上、物価問題に関する関係閣僚会議を開催し了承を得ることによって、料金適正性を確保。(消費者庁) 関西電力の電気料金再値上げ認可申請 NTT東西の基準料金指数の設定 ・「家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」において、関西電力の再値上げ認可申請について審査を行うため、平成27年4月に大阪において、意見交換会を開催するなど、消費者参画のための取組を行った。 ・家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会(平成27年5月)及び公共料金等専門調査会(平成27年6月及び8月並びに平成28年2月及び3月)における審議を通じて、料金の適正性の確保等について検討を行った。(消費者委員会) ・関西電力株式会社から申請があった電気料金値上げ申請(電気供給約款の変更認可申請)について、外部有識者で構成される電気料金審査専門小委員会において専門的かつ中立的・客観的な観点から審査を行うことと並行して、電気事業法に基づく公聴会を開催し、インターネットを通じた「国民の声」の募集も実施した。同小委員会としての査定方針案が取りまとめられて以降、消費者庁との協議を経て、物価問題に関する関係閣僚会議において査定方針が了承された。これらを踏まえ、関西電力に申請内容の修正を提出するよう指示し、指示どおり修正された申請を認可した。(経済産業省) ・電気料金値上げ後に原価算定期間が終了した東京電力の小売電気料金について、電力・ガス取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において事後評価を行った。(経済産業省) 							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

競争政策の強力な実施のための各種対応

一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施する。【公正取引委員会】

<平成27年度実績>

公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、平成28年3月末までに延べ39名の事業者等に対して9件の排除措置命令を行ったほか、延べ31名の事業者に対して課徴金納付命令を行った（平成26年度：延べ132名の事業者等に10件の排除措置命令、延べ128名の事業者に課徴金納付命令）。

また、平成27年度までに届出のあった295件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち6件については、報告等の要請を行った（なお、平成26年度に報告等の要請を行っていた1件について、平成27年5月に、当事業社が措置を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。）。

近年、公正取引委員会には、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められており、そのための体制の整備・充実が進められてきている。具体的には、平成27年度に、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、任期付職員を採用した。このほか、職員に対し、業務上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施した。【公正取引委員会】

公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】

特に、電気・ガスの小売料金全面自由化に向けて、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。

また、料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行うとともに、認可された電力託送料金についてフォローアップを行う。【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】

<平成27年度実績>

関西電力の電気料金の再値上げ認可申請に際し、経済産業省との協議を経て、平成27年5月15日に物価問題に関する関係閣僚会議を開催し、了承を得た。

プライスカップ制度によるN T T東西の基準料金指数の設定について、平成27年6月26日に

物価問題に関する関係閣僚会議を持回り開催し、了承を得た。【消費者庁】。

消費者委員会において、第21回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会を平成27年5月1日に開催し、関西電力の電気料金の再値上げ認可申請に対する査定方針案について経済産業省からヒアリングを実施した後、消費者委員会から意見表明を行った。また、同委員会において、第12回公共料金等専門調査会を平成27年6月11日に開催し、NTT東西プライスキップ制度の基準料金指数の見直しについて、総務省からヒアリングを実施した後、消費者委員会からの意見表明を行った。

さらに、同委員会において、第13回公共料金等専門調査会を平成27年8月11日に開催し、電力の小売料金全面自由化に向けた決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保等の課題に関する検討に向けて、電力小売自由化における諸外国の現状と課題について有識者ヒアリングを実施した。また、同専門調査会を平成28年2月以降、計4回開催し、電力小売自由化に伴う消費者への分かりやすい情報提供及び消費者トラブルを防止する観点から、料金プランや比較サイトの状況、消費者相談の状況等について、事業者、関係機関、有識者等からヒアリングを行った。

【消費者委員会】

関西電力株式会社から申請があった電気料金値上げ申請（電気供給約款の変更認可申請）について、外部有識者で構成される電気料金審査専門小委員会において専門的かつ中立的・客観的な観点から審査を行うことと並行して、電気事業法に基づく公聴会を開催し、インターネットを通じた「国民の声」の募集も実施した。同小委員会としての査定方針案が取りまとめられて以降、消費者庁との協議を経て、物価問題に関する関係閣僚会議において査定方針が了承された。これらを踏まえ、関西電力に申請内容の修正を提出するよう指示し、指示どおり修正された申請を認可した。

電気料金値上げ後に原価算定期間が終了した東京電力の小売電気料金について、電力・ガス取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において事後評価を行った。

平成28年4月からの電力小売全面自由化に向け、自由化に向けた詳細制度設計の検討の場において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁が参加し、意見陳述等をいただくとともに、電力小売全面自由化に関する消費者向けのQ & A集の作成や全国各地域における消費者向けの説明会の実施等に取り組んでいる。

平成29年からのガス小売全面自由化に向け、自由化に向けた詳細制度設計の検討の場において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁が参加し、意見陳述等を行っている。その中では、ガス小売事業者に課される小売供給契約締結前の説明義務及び書面交付義務等の消費者への情報提供の在り方についても検討を行っている。

電力会社（10社）からの託送供給等約款の認可申請を受けて、電力取引監視等委員会（当時）の電気料金審査専門会合において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁も参加し、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査を行った。また、経済産業省が本認可申請に対する意見募集を実施した。委員会が取りまとめた査定方針を踏まえて、経済産業大臣が電力会社に申請内容の修正を提出するよう指示し、指示どおり修正された申請を認可した。【経済産業省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	<p>省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を企業・団体等と連携して推進し、気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組発信と共に、国民運動の賛同数拡大や認知率の向上を図り、国民に具体的な行動喚起を促す施策を実施【環境省】</p> <p>国民運動賛同状況や施策の実施状況を踏まえ、低炭素社会作りに向けた地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を更に推進する具体的な施策を深化・発展【環境省】</p>					<p>(イ) ウェブサイト気候変動キャンペーン「Fun to Share」のアクセス(平成28年1月、1日当たり平均アクセス数約140回)</p> <p>(ロ) 国民運動への賛同数</p>
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) ウェブサイト気候変動キャンペーン「Fun to Share」のアクセス数(1日当たり平均アクセス数): 約8,100件(平成27年4月から平成28年1月まで)</p> <p>(ロ) 国民運動の賛同数等「Fun to Share」: 約6,600件、「COOL CHOICE」: 約2,000件(平成28年3月現在)</p>					
	循環型社会形成に向けた情報提供事業	<p><ウェブサイト「リ・スタイル(Re-Style)」による情報提供>サイトを1か月に1回程度更新することによる3Rの普及啓発、サイトの適時改善【環境省】</p> <p>毎年度、3Rを念頭におきつつも、若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。</p>					
循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	<p>毎年10月の3R推進月間における「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施、「3R推進全国大会」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」の後援、関係機関の意見を踏まえた改善【環境省、経済産業省】</p> <p>毎年度、各地の地域特性を踏まえた実効的なイベントやキャンペーンを検討し、実施する。</p>						<p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3R促進ポスターコンクールへの応募数 現状維持</p> <p>(平成26年度 47都道府県、47社(55,064店舗)、応募数10,289件)</p>
	<p>(KPIの現状)</p> <p>・「環境にやさしい買い物キャンペーン」</p> <p>参加都道府県数: 47、流通業者等の数: 37社(57,025店舗)(環境省、経済産業省)</p> <p>・3R促進ポスターコンクール応募数: 9,723件(環境省)</p>						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
<p>(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進</p>	<p>経済社会における多様な持続可能な利用の促進</p>	<p><事業者による自主的な取組と多様な主体の連携・協働の促進> 先進的・模範的な取組事例の収集等及び「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せた普及、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進、事業者間及び多様な主体間の連携・協働の促進【環境省】 毎年度、取り組み事例の収集等、事業者等に対する調査を行い、その時々課題を踏まえ、施策の見直しを行う。</p>					<p>(イ)「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数</p> <p>にじゅうまるプロジェクト：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向け、事業者を含む様々な主体が目標に貢献する取組を登録する仕組み。</p> <p>(ロ)ガイドブックを利用したイベント等への出展回数</p>
		<p><「生きものマークガイドブック」を利用した国民理解の促進> 事例集及び活用のための手引きの提供を通じた、農林水産業と生物多様性の関係に関する国民理解の促進【農林水産省】</p>					
			<p>「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂【環境省】</p>				
<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数：72件(平成26年度末)</p> <p>(ロ)ガイドブックを利用したイベント等への出展回数：5回(農林水産省)</p>							
	<p>有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進</p>	<p><消費者理解に向けた施策の展開> 食料・農業・農村基本計画を踏まえた具体的施策の構築・促進【農林水産省】</p>					<p>消費行動や事業活動の推進に資する施策の実施状況</p>
		<p><有機農業推進法等> 有機農業・有機農産物等に関するセミナー、ポータルサイトによる情報発信、消費者との交流等【農林水産省】</p>					
		<p><有機JAS制度における表示の適正化及び啓発> ウェブサイト、パンフレット等による、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発【農林水産省】 国内での生産実態を踏まえた現行の有機JAS規格の見直し(平成28年度)【農林水産省】</p>					
<p>生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの作成【農林水産省】</p>	<p><ソフトウェアの提供> 生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供【農林水産省】</p>	<p>既に有機JAS認定を取得している生産者への提供【農林水産省】</p>	<p>有機JAS認定の申請予定者への提供【農林水産省】</p>				
<p>(KPIの現状)</p> <p>1. 生産者、流通・販売業者等との意見交換を実施(平成27年7月)。 環境保全型農業推進コンクールを実施(平成28年3月2日)。 マatchingフェア(平成27年9月、10月、平成28年2月)及び有機農業の啓発を図るセミナー(平成27年11月)を開催。</p> <p>2. ウェブサイト等を利用した有機JAS制度に関する啓発及び生産行程管理記録作成のためのソフトウェアを作成。</p>							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

低炭素社会作りに向けた国民運動の推進

日本の約束草案達成に向けた地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を企業・団体等と連携して推進し、気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組発信と共に、家庭部門や業務部門等のCO2削減に向けた意識付けや具体的な行動喚起を促すことで、地球温暖化対策の実践・選択を広く国民に呼び掛けていく。また、国民運動賛同状況や認知率、施策の実施状況等を踏まえながら随時仕様を改善していく。【環境省】

<平成27年度実績>

平成27年7月から、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始し、気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組発信とともに地球温暖化対策の必要性を広く国民に訴えかけている。

引き続き、企業・団体等の国民運動賛同数拡大及び低炭素アクション認知率向上を図りつつ、オフィスや家庭などのCO2削減に向けた民生・需要分野におけるCO2削減に向けた具体的な行動喚起を促すことによって、国民の新たなライフスタイル・ワークスタイルの提案を行う。【環境省】

循環型社会形成に向けた情報提供事業

ウェブサイト「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的(1か月に1回程度)に更新し、適時に改善を行い、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図る。【環境省】

<平成27年度実績>

環境省ウェブサイト上で「リ・スタイル(Re-Style)」を公開中。各種コンテンツを更新中。更新回数は19回、アクセス数は1日当たり平均約180回程度であった。【環境省】

循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等

循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。

- 1) 「3R推進全国大会」を開催し、参加者一人一人が自らのライフスタイルを見直す機会を提供する。
- 2) 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3R行動の実践を呼び掛ける。
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組む。
- 4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。【環境省、経済産業省】

<平成27年度実績>

- 1) 平成27年11月に福井県福井市で「3R推進全国大会」を開催した。【環境省】
- 2) 平成27年10月の3R推進月間の取組として「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施した。【環境省、経済産業省】
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制を優先的に取組中である。【環境省】
- 4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援した。【環境省、経済産業省】
- 5) 平成27年10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施した。【経済産業省】
- 6) 「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援した。【経済産業省】

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。

具体的には、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、平成21年度に定めた多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。「生物多様性民間参画ガイドライン」については有識者や事業者等の意見を聞きつつ改訂を行う。【環境省】

生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。

また、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」について、事例集及び活用のための手引（生きものマークガイドブック）の提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進する。【農林水産省】

農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組を総称して、「生きものマーク（生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション）」と呼んでいる。

<平成27年度実績>

生物多様性に関する民間参画にテーマを絞ったシンポジウムを全国3か所（東京、大阪、札幌）で開催し、全国の先駆的な取組や地方での取組事例について情報提供を行うとともに、「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及啓発を行った。また、事業者団体の取組を推進するため、必要な支援を行うモデル事業を実施した。さらに、生物多様性分野での民間参画に関する情報を一

元的に発信するウェブサイトについては、リニューアルを行い、閲覧者にとって分かりやすいように再構成を行った。【環境省】

農林水産省では、農林水産省生物多様性戦略（平成24年2月改定）において、消費者が日常の行為を通じて生物多様性について理解する機会を持つことが期待される「生きものマーク」の取組を推進していくこととしており、「生きものマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について5回のイベント等の機会を活用して国民理解を図った。【農林水産省】

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、生産者、流通・販売業者や消費者との間の連携・交流の推進、環境保全型農業に取り組む農業者の顕彰など、生産から流通・販売、消費にわたる多様な取組を総合的に展開することを通して、消費者の理解と関心を増進する。

特に、有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、生産者と実需者のマッチングフェアの開催等を支援する。

また、有機JAS制度について、表示の適正化を図り、消費者等への啓発を行うとともに、有機JAS認定取得に必要な生産行程管理記録を簡易に作成できるようソフトウェアを作成・提供する。【農林水産省】

<平成27年度実績>

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の拡大に向けた生産者、流通・販売業者等の実需者との意見交換を実施するとともに、有機農業や環境保全型農業に対する国民の理解を深めるための環境保全型農業推進コンクールを実施した（表彰式：平成28年3月2日）。

有機農産物の生産者と実需者のマッチングフェア（平成27年9月、10月、平成28年2月開催）を開催するとともに、平成27年11月に有機農業の啓発を図るセミナーを開催した。
ウェブサイト、パンフレットを利用し、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発を実施中。

生産行程管理記録作成のためのソフトウェアを作成した。

有機農産物のJAS規格に適合しない肥料が流通した事案において、不適合肥料を使用した農産物の有機JASマークの除去を徹底するとともに、再発防止のため、肥料を生産業者及び有機農産物の生産者に有機JAS制度を改めて周知徹底した。【農林水産省】